



A 介護保険給付対象基本料金

地域区分: 千葉市(3級地) 1単位=10.68円

報酬類型: 介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ): 従来型多床室

状態区分	1日あたり						1月あたり			介護保険 10割分	介護保険 8割負担分	介護保険2割分 利用者負担分	
	介護福祉施設サービス費Ⅱ (多床室)	加算					合計単位	介護職員処遇改善加算Ⅰ 単位数変動あり	特定処遇改善加算Ⅰ 単位数変動あり				介護職員等ベースアップ等支援加算 単位数変動あり
		日常生活継続支援加算 (Ⅰ)	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ (Ⅱ)	個別機能訓練加算 (Ⅰ)	精神科医配置加算	夜勤職員配置加算 (Ⅲ)イ				30日あたり:円			
要介護1	573	36	19	12	5	28	673	1676	545	323	242,799	194,239	48,560
要介護2	641	36	19	12	5	28	741	1845	600	356	267,331	213,864	53,467
要介護3	712	36	19	12	5	28	812	2022	658	390	292,952	234,361	58,591
要介護4	780	36	19	12	5	28	880	2191	713	422	317,473	253,978	63,495
要介護5	847	36	19	12	5	28	947	2358	767	455	341,653	273,322	68,331

\*「施設内洗濯料金」「オムツ代」は利用料金に含まれます。

\* 加算の内容

加算項目名	内容	改定有無
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	認知症高齢者等が一定割合以上入居しており、入居者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している施設に対する加算です。	継続
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ(Ⅱ)	常勤の看護師の配置や基準を上回る看護職員の配置している施設に対する加算です。	継続
個別機能訓練加算(Ⅰ)	常勤の機能訓練指導員を配置し、機能訓練指導員他職種のもの共同して入居者ごとに個別の訓練計画を作成し計画に基づき訓練が実施されている加算です。	継続
精神科医配置加算	精神科医による月2回以上の療養指導が行われている体制加算です。	継続
夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	深夜の時間だけでなく、介護量が増加する朝食、夕食及びその前後の時間帯を含む夜勤時間帯に、配置基準に+1名分の人員を配置し、更に夜勤時間帯を通じて喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合に評価される加算です。	継続
※1 介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善に対して計画を立てている体制を評価される加算です。	継続
※2 特定処遇改善加算Ⅰ	更なる職員の処遇改善の為に職場環境等に対し複数の取り組みを行っている体制を評価される加算です。	継続
※3 介護職員等ベースアップ等支援加算	体制を評価される加算です。	新規

※1 上記加算及び個別(料金表2記載加算)加算の合計単位数に既定単位数(8.3%)を乗じた単位のため変動あり

※2 上記加算及び個別(料金表2記載加算)加算の合計単位数に既定単位数(2.7%)を乗じた単位のため変動あり

※3 上記加算及び個別(料金表2記載加算)加算の合計単位数に既定単位数(1.6%)を乗じた単位のため変動あり

B 食費(材料費・調理費)・居住費(光熱水費及び室料)

※前年度の所得に応じて負担額が変わります第1~3段階該当者は負担限度額認定証を提示して下さい。

区分	居住費 (30日あたり)	食費 (30日あたり)	居住費+食費 合計(円)
基準費用額 第1~3段階に該当しない方	26,100 (870円/日)	46,350 (1,545円/日)	72,450

※介護保険負担限度額認定証は、介護保険課にて申請を行い該当者のみ発行されます。

●A+B 利用料金 早見表 \*AとBの該当する部分の交わる金額をご確認ください。

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
基準費用額	121,010	125,917	131,041	135,945	140,781

特別養護老人ホームセイワ若松 料金表2 (加算及び実費)

C その他 介護保険の加算 \* 次の項目に該当した場合に加算がされます。

加算項目	内容	単位数	円/日	
			10割	2割負担
外泊、入院時加算	入院及び外泊した場合(6日を限度)	246 単位/日	2,627	526
初期加算	新規に入所及び、1ヶ月以上の入院後再び入所した場合(入所した日から30日間)	30 単位/日	320	64
看取り介護加算(Ⅰ)	看取りに向けた体制の評価と看取りの際のケアの評価を別個に加算される	死亡日31日前～45日前 72単位/日	768	154
		死亡日3日前～30日前 144単位/日	1,537	308
		死亡日前日・前々日 680単位/日	7,262	1,453
		死亡日 1280単位/日	13,670	2,734
			円/月	
経口維持加算(Ⅰ)	食事摂取時に誤嚥が認められる者に対し、月1回以上、他職種共同により栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、特別な管理の方法等を示した経口維持計画を作成した場合(6月以内)	400 単位/月	4,272	855
経口維持加算(Ⅱ)	上記に加え、栄養管理をするための食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士等のいずれか1名以上が加わり、質の高い経口維持計画を策定した場合	100 単位/月	1,068	214
※ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	入所者ごとのADL値、栄養、口腔、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していることに対して評価される加算です。	40 単位/月	427	86
※ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	上記に加え、更に疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出していることに対して評価される加算です。	50 単位/月	534	107
※ 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して口腔衛生の管理を行い、入所者に係る口腔清掃等について介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をする事に対して評価される加算です。	90 単位/月	961	193
※ 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	上記に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理にあたり適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合に評価される加算です。	110 単位/月	1,174	235
※ 個別機能訓練加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)における訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施にあたって適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合に評価される加算です。	20 単位/月	213	43
			円/回	
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合	6 単位/回	64	13
※ 安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることを評価される加算です。	20 単位/回 入所時1回のみ	213	43

※印の加算については、順次準備が整い次第、算定となる予定です。

(注)上記計算は介護職員処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰ・介護職員等ベースアップ等支援加算を含んでおりません

D その他 実費の料金 \* 次の項目を利用した場合に加算がされます。

区分	名称	金額	備考
手数料	預り金管理料	通帳・印鑑	1月 1,000円
		現金のみ	1月 300円
	証明書等発行手数料	1通 100円	
	銀行手数料 口座振替手数料	1回 55円	千葉銀
		1回 206円	他銀
	郵便口座振替手数料	1回 10円	
	郵便物転送料	1回 実費	
電気料金	テレビ使用料	1月 100円	*
	その他電気使用料	電気代実費相当	*
余暇活動他	「外出の日」参加費	実費	
	生花	1回 100円	*
	書道	1回 50円	*
	買い物サービス	1回 100円	
床屋	カット	1回 600円	
	顔剃り	1回 200円	(希望者)
その他個人消耗物品	電池	実費	
	ティッシュ	1箱 70円	*
	イヤホン	実費	

○ \*印のある項目は物価変動により料金を変更する場合があります。

○ 上記以外に本人希望により購入される物品は実費負担となります。

E 入院・外泊中の利用料金

介護保険1割負担分	請求 無	入院した日の翌日から退院日の前日までの間の請求はありません。外泊も同じ。
外泊、入院時加算	請求 有	入院及び外泊した場合(6日を限度)に請求があります。 246単位/日
食費(材料費・調理費)食事	請求 無	入院した日の翌日から退院日の前日までの間の請求はありません。外泊も同じ。
居住費(光熱水費及び室料)	請求 有	室料として、入院外泊期間中も利用料金が発生します。